

## 住民説明会における質疑等

### 1. 大沼町二丁目

日時 11月28日（日）10時～11時30分

会場：大沼地域センター

出席者：5名

#### 【町名に関して】

- ・ 大沼町二丁目という町名は変えずに、街区、住居番号だけが変わるのか。  
→市の案はない。2町丁から7町丁になるため変更はある。審議会においても特定の名称は出ていない。
- ・ 大沼南町、北町、西町といった名称は考えられるか。  
→あり得る。意見を出してほしい。
- ・ 大沼田新田と呼んでいたときの中心がどこであったとか、歴史的経緯について知りたい。  
→名前の由来はわからないが200年ほど前、新田開発エリアのひとつとして、大沼田新田という村があり、いくつかの村が合わさって小平村になった。昭和37年の市制施行のときに大沼田新田の範囲が広がったために、東京街道で二つに分け、飛び地も整理した。町名は大沼田新田から取った。
- ・ 例として、一丁目～七丁目というのが出されたが、7丁目は多いように感じる。ルールはどのようになっているか。  
→住居表示実施基準では5丁目くらいとなっている。全国的には8丁目くらいのところもある。
- ・ 子ども会では地域で認知された名称を使っているが、それらを市では把握しているか。  
→把握していない。
- ・ 子ども会の名称を調べて審議会に報告してはどうか。  
→審議会に意見として伝える。
- ・ 変更がないほうがありがたいが、変更するなら少しだけ変えるのではなく、大きく変えたほうが混乱や不公平感がない。
- ・ 大沼町一～七丁目では混乱するので、東西南北をつけるのが良い。
- ・ 歴史的経緯をふまえて、大沼町の核となる地域は町名を残し、それ以外の地域は混同を避けるためにもまったく新しい町名とするのが良い。
- ・ できるだけ、多くの人の意見を聞いた方がいい。旧来の地名を残してほしいという意見は必ずあるため、無視してはならない。

## 【町区域に関して】

特になし

## 【住居表示実施の手続き等について】

- ・ 町名検討の手続きはどのようになるのか。  
→説明会での意見は事務局から審議会に報告する。アンケートなどもふまえ、審議会で総合的に判断してもらうことになる。
- ・ 町名に関する審議会はもう開催されたのか。  
→11月5日に開催された。
- ・ 審議会ではどのような審議がなされたのか。  
→審議には旧字名などの参考資料を出した。市の原案は出していない。
- ・ 町名が決まるのはいつ頃か。  
→答申が23年の2、3月ごろ出て、平成23年の5、6月頃と考える。

## 【住居表示の仕組み】

- ・ 新たに開発が入るなど道路ができると、街区も変更となるのか。  
→一度住居表示を実施して、再度住所を変更することはしない。

## 【住所変更の手続きに関して】

- ・ 住所変更が発生すると思うが手続きなどはどうなるか。  
→1ヶ月前に通知する。順次住所変更してもらう。  
市役所の台帳は市で書き換える。預金口座の住所変更は窓口へ行ってもらう。不動産登記の所在地番は市で手続きする。登記簿の所有者住所欄は特に急がない。相続などのときに合わせて手続きする方法もある。登録免許税、実施証明書は無料である。運転免許証は警察署で書き換えをお願いしたい。

## 【説明会の実施に関して】

- ・ 自治会長宛に通知しないのか。  
→今回の説明会は市報、ホームページで周知した。説明会開催に向けては自治会長宛に通知したい。
- ・ 23年2、3月に答申が出るということだが、それで町名がほぼ決定されるということか。年明けの説明会で自治会長に通知するということが遅いのではないか。
- ・ 今回の説明会の中で、自治会長にも通知すべきである。  
→自治会長へ周知する。

**【その他】**

- ・ 自治会の変更もあると思うがどうか。  
→住居表示の実施に伴って自治会の範囲が変わることはない。名称の変更が必要な場合は各自治会の判断で変更してほしい。

## 2. 大沼町一丁目

日時：11月28日（日）14時～15時30分

会場：大沼公民館

出席者：3名

### 【町名に関して】

- ・ 大沼町という町名は変更になるのか。  
→町名に関しては白紙である。新町名は従来の町名に準拠、住民の意向を尊重するようにとの答申をもらっている。
- ・ 一丁目は3分割すると説明があったが、それぞれ、違う町名になることもあるのか。  
→もともと、同じ大沼町なので、統一感のある町名が望ましい。
- ・ 大沼北町〇〇丁目、大沼南町〇〇丁目という可能性はあるか。  
→あり得る。一丁目～七丁目もあり得るが、大沼町には地番による住所が2桁の場所があり、新住居表示による別の場所が重なってしまうことで、混乱が生じるおそれがある。

### 【町区域に関して】

- ・ 六中通りから東側は大沼町から切り離されるのか。  
→その通り。
- ・ 大沼町の西端はどの通りになるか。  
→変更ない。

### 【住居表示実施の手続き等について】

- ・ 住民の意見はどのように取り入れるか。  
→アンケート調査を考えている。何度も住民の意見を聞いて実施したい。

### 【住居表示の仕組み】

- ・ 私道などで袋小路になっている場合どうなるか。  
→公道私道の区別なく基礎番号を割り振り、住居番号を決定する。

### 【住所変更の手続きに関して】

- ・ 不動産の登記はどのようになるか。  
→町名の変更に関しては市で行う。所有者住所欄は都合に合わせて変更してほしい。

### 【説明会の実施に関して】

特になし

### 【その他】

- ・ 住民も高齢化が進んでいる。防災面などを考えても早期に実施してもらいたい。  
→救急車が現場をわからなかったとの声も聞く。予定通り実施したい。
- ・ 住居表示が実施されると学区は変更になるか。  
→学区、選挙区ともに変更ない。
- ・ 現在の住所で枝番がなく、困っている。  
→住居表示が実施されると問題は解消する。

### 3. 天神町一丁目

日時：12月4日（土）10時～11時30分

会場：天神地域センター

出席者：9名

#### 【町名に関して】

- ・ 天神通りより東側の地域は例えば天神町三丁目などになるのか。  
→町名については白紙である。審議会で審議中である。
- ・ 全く新しい町名ではなく、天神町か花小金井どちらかの名前を選択するのが良い。  
→事務局としての原案はない。10月5日付けの答申では新町名の基準として、従来の町名に準拠し、地域住民の意向、歴史的経緯、地理的な位置関係に配慮することが示されている。
- ・ 新町名は従来の町名に準拠するとあったが、二つの町が合併するところはどうに決めるのか。  
→地域住民の意見をふまえ、総合的に決定したい。
- ・ 市としての案はあるか。  
→全くの白紙である。
- ・ 天神町一丁目と花小金井六丁目と一緒に区域は地番が変わるのか。  
→地番は変わらないが町名が変わる。
- ・ 町名が変わることに反対する署名を出しているが、無視して住居表示を進めようとしているのではないか。  
→説明不足があったかもしれないが、住居表示は住民の利便性を高めるものであり、市としては推進していく考えである。
- ・ 天神町が花小金井になるのは反対である。
- ・ 天神町を残してほしい。
- ・ 花小金井六丁目も天神町一丁目もどちらも歴史がある。どちらか昔からある町名になればいいと思う。全く新しい町名や一字ずつとったようなものでなければよい。

#### 【住居表示の仕組み】

- ・ 花小金井六丁目と天神町一丁目の町境が企業の敷地であることの何が問題なのか。  
→企業の敷地は恒久的なものではない。したがって、道路などに町境を変更する必要がある。
- ・ 街区の中で、奥まった家の住居番号の付け方はどのようにするのか  
→家屋は必ず道路に面して作られる。突き当たり道路の場合にも基礎番号を設定し、住居番号を決定する。開発などで後から道路ができた場合は枝番号で対応する。

### 【町区域に関して】

- ・ 天神地域センターから七小通りにかけては直線になっていない。将来的に町の境界の変更はあるか。  
→変更はない。

### 【住居表示実施の手続き等について】

- ・ 今まで二つ以上の町区域をひとつの町にしたことはあるか。  
→はじめてのケースである。
- ・ 花小金井六丁目の住居表示は今回で3回目であるが何らかの意図があるか。  
→住居表示の進捗率を高めようとしたためであると思う。
- ・ 答申が出たら決定したということになるのか。  
→町割りに関しては示したとおりで実施したいと考えている。今後、法的な手続きとしては、町の名前も含め議会にはかり議決を得なければ決定とはならない。
- ・ 審議委員はどのように決めたのか。  
→市長が住居表示整備にかかる審議に当たり、ふさわしい人物として選任した。
- ・ 住民が反対署名を出しているのに、どうして住居表示を実施することになったのか。  
→住居表示そのものへの反対はなかったと認識している。町の名前への意見と早く実施するようにとの意向は受けている。町名に関しては白紙であり、是非意見を聞きたい。
- ・ 平成24年実施は動かさないのか。  
→市としては実施したいと考えている。最終的には議会の議決で決まる。
- ・ 答申が出てから最終的に議会にかけるリミットはいつか。  
→おおむね議会の3ヶ月前である。

### 【住所変更の手続きに関して】

- ・ 住居表示実施証明書はかなりの枚数が必要になると思うが、コピーでも大丈夫か。  
→無料で必要枚数出す。コピーで大丈夫かどうかは確認する。

### 【説明会の実施に関して】

- ・ 説明会で出された意見は審議会に反映されるのか。  
→意見については、すべて審議会へ報告している。
- ・ 今後の説明会の予定はどのようなものか。  
→町名に関して審議会から示されれば説明会を実施する。また、パンフレット等の作成も考えている。

### 【その他】

- ・ 自治会はどうなるのか。

→今までどおり変更ない。

- 住所の表し方が二通りあるというのは理解しがたい。

- 地番は何のためにあるのか

→地番は土地の所在を示すものであり、住居表示は建物を示すものである。

- 登記簿の所在地番と所有者住所が異なるのはおかしい。

→所在地番と住居表示とは独立したものである。

- 町名変更の場合、登記簿の町名はどうなるのか。

→市と法務局で変更する。所有者住所は必要に応じて変えてもらいたい。



#### 4. 天神町二丁目

日時：12月4日（土）14時～15時00分

会場：天神地域センター

出席者：1名

##### 【町名について】

- ・ 天神町という名前がいい。

##### 【住居表示の仕組み】

- ・ 特になし

##### 【町区域に関して】

- ・ 特になし

##### 【住居表示の実施手続きについて】

- ・ 住居表示実施は市の決定に従う。

##### 【住所変更の手続きに関して】

- ・ 登記はすぐに変更しなければならないか。  
→ 売買、相続などのときに一緒にやると良い。
- ・ 金融機関等の住所変更も自分でやらなければならないか。  
→ 期限はないがやってほしい。国民健康保険の保険証も住居表示決定後、市役所、出張所で変更手続きしてほしい。
- ・ 住所変更の手続きが煩雑である。

##### 【説明会の実施に関して】

- ・ 特になし

##### 【その他】

- ・ 特になし

## 5. 花小金井五丁目

日時：12月5日（日）10時～11時30分

会場：花小金井北公民館

出席者：10名

### 【町名に関して】

- ・ 町の名称はどうか。  
→町名に関しては白紙であり、市としての原案はない。答申では従来の町名に準拠し、地域住民の意向、歴史的経緯、地理的な位置関係を勘案して決定することが原則とされている。
- ・ 花小金井五丁目を望む。全く新しい町名には違和感がある。（同様7件）
- ・ 最低でも花小金井は残してほしい。
- ・ 七・八・九丁目というのは、あまり馴染みがないが可能か。  
→住居表示実施基準では4、5丁目となっているが、他市では事例がある。目安と考えてほしい。

### 【住居表示の仕組み】

特になし

### 【町区域に関して】

- ・ 新しい町区域を設定するにあたり、面積についてはどうか。  
→住居表示実施基準に当てはまっている。
- ・ 昭和病院周辺も花小金井五丁目になるのか。  
→同じ町区域となる。
- ・ 東久留米市が小平市に大きく食い込んでいることのいきさつは何か。  
→不明である。

### 【住居表示の実施手続き等について】

- ・ 住居表示実施のデメリットはあるか。  
→住所変更のわずらわしさがある。
- ・ アンケート実施についてはどのように考えているか。  
→検討中である。
- ・ 審議会の答申により町区域が決定し、町名はこれからという理解でよいか。  
→答申に基づいて、町区域については進めていきたいと考えている。町名を含め最終的には議会での議決をもって決定となる。

### 【住所変更の手続きに関して】

- ・ 高齢者がインターネットを使うのは難しいため、手続き等の案内をマニュアル化するなど、しっかりフォローしてほしい。

### 【説明会の実施に関して】

- ・ 説明会に出席していない住民の意見はどうかみ上げるか。  
→住居表示のパンフレットを全戸配布することを考えている。年明けにも説明会を実施するので、さまざま方法で周知したい。

### 【その他】

- ・ 花小金井五丁目は野中通りより東側が住居表示されている。今回の該当区域は花小金井五丁目として住居表示を実施するのか。  
→当初、花小金井五丁目の住居表示はすべて実施する予定であったが、企業のグラウンドがあり、また、大沼町との町境が土地の筆界であったことなどにより、今回の地域は実施を見送ってきた。
- ・ 町区域の変更に伴い、学区域の変更はあるのか。  
→学区、選挙区、自治会等の変更は伴わない。

## 6. 花小金井六丁目

日時：12月5日（日）14時～15時30分

会場：東部市民センター

出席者：40名

### 【町名に関して】

- ・ 前回の説明会で多くの住民が町名変更反対し、署名が出ているにもかかわらず、何故このような説明会を開催するのか。  
→町名に関しては白紙のままであり、答申では従来の町名に準拠し、住民の意向、歴史的背景、地理的な位置関係を総合的に勘案し決定することを原則とするとなっている。今後、町名に関しては、公募、アンケートなどをふまえ、審議会で審議される。
- ・ 二つの区域が合併してできる新しい町区域について、花小金井六丁目や天神町一丁目という名称は使えないものと思うがどうか。  
→町名に関しては、基準が示されただけで、白紙である。既存の町名を使用するのは、町の規模、街区数などの問題があり難しいが、絶対的なものではない。
- ・ 新しい町区域の名称は、①花小金井六丁目になる、②天神町一丁目になる、③まったく新しい町名になる、の3つの選択肢があり、市としては③が妥当と考えているということか。  
→町名に関しては白紙である。あくまでも例であるが、花小金井天神町というのもあり得る。
- ・ 平成18年に現在の町名のまま住居表示を実施するよう署名を出している。それに対する市の捉え方はどうか。  
→無視しているということはないが、回答を出せるという状況ではない。それをふまえ審議会の中で審議してもらっている。
- ・ 市報に出ている答申では、新設される町区域の名称に関する基準として「住民などの意向」となっており、そこに抜け道を作っているのではないか。
- ・ 公募をやっても結果的には市が考える町名にしてしまうのではないか。
- ・ 町名に関する諮問には具体的な案のようなものが付されているか。  
→市の原案はない。審議会では町名に関する基準に基づいて審議されている。
- ・ 市の原案として、花小金井天神町という名称を出そうとしているのか。  
→市としての原案はない。説明会で出された意見を審議会へ報告したい。
- ・ 花小金井六丁目という名称を要望する。
- ・ 丁目にはこだわらないが、花小金井という名前は存続してほしい。

### 【住居表示の仕組み】

特になし

### 【町区域に関して】

- ・ 町区域の変更は決定事項か。  
→まだ、案の状態である。
- ・ 町区域に関する答申が出て、今後の流れはどうなるのか。  
→市の原案を作成している段階であり、最終的には議会の議決で決定する。
- ・ 三菱の土地が町境で何が問題なのか。  
→企業の敷地は恒久的なものではない。したがって、町境を変更する必要がある。
- ・ 花小金井六丁目の実施地域が線路をはさんでいる不合理があるにもかかわらず、住居表示の考え方を通すのか。
- ・ 西武線をまたいでいる花小金井六丁目を二分するということはあるか。  
→すでに実施済みの地域を変更することはない。
- ・ 現状の町割りのまま、花小金井六丁目の住居表示を実施してほしい。

### 【住居表示の実施手続き等について】

- ・ 住民のほぼ全員が花小金井がいいといえば通るのか。  
→花小金井という町名への要望は受け止めている。それを無視した名称をつけるということはない。現、天神町一丁目の住民も相当数いることから総合的に判断したい。
- ・ 審議会には住民の意見は反映されるのか。  
→説明会等で出された意見は、すべて審議会に報告している。
- ・ 議会の議決で決定されるというが、素案は市が作るということである。住民の意見をしっかりと受け止めてほしい。  
→素案は確かに事務局が作るというところはあるが、住民の意向は十分にふまえて決定する。市が独断で決めるということはない。

### 【住所変更の手続きに関して】

特になし

### 【説明会の実施に関して】

- ・ 天神町の住人の意見はどうであったか。  
→天神通りより東側の住民かどうかは定かではないが、どちらかの町名をとってもかまわないといった意見があった。天神町という名前を残してほしいという意見もあった。
- ・ 説明会はこれで最後か。  
→1月以降についても開催する。

### 【その他】

- ・ 審議会の進捗状況を知ることはできるか。

→ホームページ、本庁、東西出張所で閲覧が可能である。

- 消防、郵便などわかりやすくなるということだが、いままでどのような効果があったか。  
→今まで実施した地域では苦情はない。線路をはさんだ飛び地の地域などは救急車や宅配便などが住所がわからないとも聞く。実施するとこれらが解消される。

## 7. 天神町二丁目

日時：12月11日（土）10時～11時00分

会場：天神地域センター

出席者：1名

### 【町名に関して】

- ・ 天神町という町名は残るか。全く違う町名には違和感がある。
- ・ 天神町という名前が良くて引っ越してきた。
- ・ 天神町の町が取れて天神でも良い。

### 【住居表示の仕組み】

特になし

### 【町区域に関して】

特になし

### 【住居表示の実施手続き等について】

特になし

### 【住所変更の手続きに関して】

特になし

### 【説明会の実施に関して】

特になし

### 【その他】

特になし

## 8. 天神町一丁目

日時：12月11日（土）14時～15時30分

会場：天神地域センター

出席者：7名

### 【町名に関して】

- ・ 天神通りより西側が天神町一丁目となるのか。  
→現在の天神町一丁目は2分割されるため、町名が変わる。町名に関しては審議中である。
- ・ 新町名はどのようにつけられるか。  
→審議会の答申では従来の町名に準拠、住民の意向を尊重することになっている。
- ・ 天神通りより東側の区域の町名は審議会で審議されるというが、民意はどのように反映されるか。数の多いほうに決まってしまうと思うが。  
→多数決で決めるような性質のものではない。2つの町の間でひとつの名前になるのが難しい状況が続けば、住居表示を実施しないという選択肢もある。  
→市としても初めてのケースである。最終的には市議会の議決によって決まる。
- ・ 天神町一丁目、二丁目、三丁目もあるか。  
→町名については白紙である。
- ・ 天神町でも花小金井でもどちらでも良い。

### 【住居表示の仕組み】

- ・ 空き家はどうするのか。  
→空き家にも住居番号を割り振る。

### 【町区域に関して】

- ・ 天神通りより東側は花小金井六丁目に取り込まれるのか。  
→ひとつの町区域となる。

### 【住居表示の実施手続き等について】

- ・ 町名が変わったところはあるか  
→町目がついたところも町名変更したところである。かつて西武新宿線より南側に花小金井一丁目があり、花小金井南町に変更したことがある。

### 【住所変更の手続きに関して】

- ・ 登記はどのように変更すればよいか。  
→住居表示実施証明書を出す。当力免許税は無料である。売買、相続などのときやる方



法もある。

- 登記は自分でもできるか。  
→所有者の住所変更であれば難しくない。
- アパートの居住者の住所はどうなるのか。  
→市で書き換える。免許証、国民健康保険の保険証などは本人に書き換えてもらう。
- 本籍と街区との関係は。  
→町名の変更は市で行う、転籍届けを出せば街区を本籍地におくことができる。  
→住居表示の実施により本籍地を変えるケースは非常に少ない。

#### 【説明会の実施に関して】

- 実際には住所変更などがたくさん伴うのに、非常に簡単出来るという説明をしている。  
→説明の方法改める。
- 天神通りより東側の住人が来ていない。  
→年明けにも説明会を実施する。さまざま方法で周知したい。

#### 【その他】

- 学区の変更はあるのか。  
→学区、選挙区、自治会の範囲は変わらない。
- 住居表示実施区域はどれくらいか。  
→約55パーセント
- 町名が変わると名刺などをつくりかえなければならない。
- 長谷工のマンションの完成に合わせて住居表示を実施するのか。  
→そのようなことはない。

## 9. 大沼町一丁目

日時：12月12日（日）10時～11時30分

会場：大沼公民館

出席者：18名

### 【町名に関して】

- ・ 大沼町一丁目は3分割するとのことだが、町名はそれぞれ、別の名前がつくのか。  
→新しい名前がつく。大沼町〇〇丁目までが町名である。
- ・ 審議会で具体的な名称は出ているか。  
→審議会ではまだ、具体的な名称は出していない。答申では、従来の町名に準拠、住民の意向に沿うとの基準が示されている。
- ・ 大沼町という名称が使えるかどうか、市議会で質問した。市長の答弁にもあったように大沼町という町名が使えるとはっきり言ったほうが良い。  
→大沼町という名称は使用できる。
- ・ 六中通り東側の住人。住民の意見をしっかりと聞いて実施してもらいたい。六中通りは近隣の住人が協力して作った道路である。その好意を無視して町区域を変更するのはいかがなものか。市民便利帳のこだいらの歴史にも花小金井という地名は出てこない。是非従来どおりの町名を維持してほしい。【住居表示の仕組み】
- ・ 六中通り慣れ親しんだ道。町名に愛着ある。意見を何回も聞いて実施してもらいたい。
- ・ 大沼町は東村山のほうで雨が降ると一帯が沼のようになってことに由来している。歴史的由来がある名称である。大沼町を残すことを要望する。

### 【住居表示の仕組み】

- ・ 将来新たな開発が入ると住居表示は変更になるのか。  
→変更しない。

### 【町区域に関して】

- ・ 六中通りは個人が提供した道路である。この道路で町が分断されるのはおかしい。
- ・ 東久留米市を境にして、東側を花小金井五丁目、西側を大沼町し、大沼町一丁目を4分割するというのはどうか。  
→意見として承る。
- ・ 西武新宿線より南側の大沼町一丁目はどうなるのか  
→天神町と同じ町区域となる。
- ・ 花小金井六丁目の例もあることから、線路で分断されているところも強い要望があれば同じ町とすることができる。答申は意見に過ぎないので、それで決定したものではないという前提で説明会を実施してほしい。

- ・ 昔からある地名を残してほしい。区割りは案にすぎないのではないか。意見はきちんと審議へ届けてくれるのか。  
→西武新宿線より南側の地区の住民からは救急車が住所をわからなかったとも聞く。意見は審議会に間違いなく届ける。
- ・ 新しい町区域の大沼町からはみ出る部分はどうなるのか。  
→西武新宿線より南側の大沼町一丁目は天神町二丁目と同じ町区域となる。六中通りより東側の大沼町2丁目は花小金井五丁目（未実施区域）、西武新宿線より北側の天神町二丁目と同じ町区域となる。

#### 【住居表示の実施手続き等について】

- ・ 答申の内容の変更は可能であるか。  
→一度出した答申を変更することはできないが、今後議案として議会で審議され判断されることになる。
- ・ 住民の意見を聞いてから実施するという考えはなかったのか。  
→今、意見を伺っている。
- ・ 六中通りの東側の住民であるが、アンケートも実施してほしい。
- ・ 住民の案（意見）は審議会で審議してもらえるか。  
→審議会へ報告する。

#### 【住所変更の手続きに関して】

- ・ 登記について高齢者や認知症患者へのサポートはどのように考えているか。  
→所有者住所は所有権に関するものではない。所管の部署や登記所と調整し負担をかける方法を検討したい。

#### 【説明会の実施に関して】

- ・ 説明会欠席者へのPRはどのように考えているか。  
→年明けに説明会を実施する。市報、ホームページ、自治会長に周知する。また、パンフレットの各戸配布を予定している。
- ・ 説明会での意見は審議会に反映されるのか。  
→説明会での意見はすべて報告する。
- ・ 説明会の案内が遅かった。  
→次回の説明会では余裕を持って通知する。
- ・ 2月と7月に説明会を実施したというが、住居表示の連絡が所有者になかった。議会で質問しなければ大沼町という名称が使えることにはならなかった。市報の記述は議会軽視である。  
→2月の自治会長向け説明会については、手紙、電話で周知した。54自治会中34自

治会が参加した。7月には町区域が変更になる地域へ向けては戸別配布で周知した。3回開催。合計21人が参加した。

→議会の説明、市報の書き方等不適切な点あった。以後適切な情報提供に努めたい。

- ・ 説明会での意見等についてはホームページ、市報等に載せるのか。

→検討する。

- ・ 住居表示の利便性についてもっと説明したほうが良い。

→住所がわかりやすくなるというメリットについてアピールしたい。

- ・ 7月の町区域が変更になる地域への説明会において、「町境は六中通りよりさらに東へ設定すべきである。」審議会においても「六中通りより東に設定すべき」との意見があった。しかし、「小・中学校の学区の変更は行わないこと含めて説明して理解を求めた。」との議会報告を受けている。地域ではきちんと説明会をやっていないのではないか。今日の意見も審議会で報告して終わりではないか。地元の意見をしっかりと受け止めてほしい。

→説明会は1月にも実施する。今回はまず、案を示して説明会を実施した。お互いの理解が深まるよう今後も丁寧に説明していきたい。

#### 【その他】

- ・ 審議会の委員のメンバーは誰か。

→ホームページで公開している。郵送することも可能である。

→町名が変わることであるので丁寧に対応したい。

- ・ 徹底したPRをお願いしたい。

- ・ 今後のスケジュールはどのようなものか。

→年明け説明会を実施し、出された意見をふまえ審議会で検討する。

## 10. 大沼町一丁目

日時：12月12日（日）14時～15時30分

会場：大沼地域センター

出席者：21名

### 【町名に関して】

- ・ 大沼町二丁目が4分割されるとのことだが、大沼町二丁目はどうなるのか。  
→町名に関しては白紙である。大沼町一～七丁目になるかもしれないし、大沼北町、南町となるかもしれない。二丁目自体はなくなるかもしれないし、一部残るかもしれない。
- ・ 大沼町一丁目、二丁目を生かして、それぞれの町名を維持したまま3、4分割して住居表示ができないか。  
→意見として承る。
- ・ 大沼町二丁目に愛着がある。町名を変えてほしくない。  
→意見として承る。
- ・ 大沼という名前は残るのか。地名は文化であり大切にすべき。  
→残る。10月5日付、答申でも従来の町の名称に準拠し、歴史的経緯を尊重することとなっている。

### 【住居表示の仕組み】

- ・ 耕作地が住宅地になった場合、住居表示はどうなるか。  
→あらかじめ街区番号を多めに振っておく。
- ・ 京都の住所の表し方を参考にすると良い。地名も道路名も残るので良い。  
→意見として承る。
- ・ 現在の地番と重なることはないのか。  
→地番とは切り離して実施するため、そのようなことはない。

### 【町区域に関して】

特になし

### 【住居表示の実施手続き等について】

- ・ 審議会17名はどのようなメンバーか。  
→知識経験者、公共団体、地区の代表者などで市長が選んでいる。
- ・ 審議会は市長たちで勝手に決めてしまうのではないか。  
→市長は審議会には入っていないし、行政の都合で動くような組織ではない。
- ・ 昭和37年に市制施行され、50年も経つのになぜ今住居表示を実施するのか。

→住居表示は立っている住居に番号を振るものであり、ある程度市街地が形成されていないと実施できない。法律施行後すぐに住居表示を実施した自治体では、後から大きな開発が入るなど不具合が生じている。小平では市街化を待って住居表示に取り組んだ経緯がある。

### 【住所変更の手続きに関して】

- ・ 市で情報を持っている部分は全部市で変更してほしい。  
→関係部署と連携して手続きについては示したい。
- ・ 他市に本籍地がある場合、住所変更になることによって手続きは必要になるのか。  
→小平市から該当市へ通知する。附票は自動的に書き換わる。
- ・ 田舎の家の電気料金を支払っているようなケースはどうか。  
→電気、ガス、水道は電話で変更できると思う。しばらくは、旧住所でも郵便物は届く。
- ・ 宅急便などの対応はどのようになるのか。  
→対照案内図を用意する。業者に買ってもらおう。
- ・ 住居表示変更証明書は何枚用意してくれるのか。  
→何枚でも無料で交付する。
- ・ 郵便局の住所変更はがきは切手があるのか。  
→不要である。
- ・ はがきは50枚以上受け取れるか。  
→必要枚数用意する。

### 【説明会の実施に関して】

- ・ 実施の前段階で説明会をやるべきである。実施時期の再検討を望む。  
→実施の前段階、今年の2月に6町丁の自治会長向けに説明会を実施した。

### 【その他】

- ・ 大沼町は南北に長い。東西の交通は不便である。道路計画はあるか。  
→道路計画はない。住居表示は今ある現況の町の住所をわかりやすくするということがある。
- ・ 現在の住所表示で不便は感じない。住居表示を実施するとかえって混乱を招くのではないか。番地の入り乱れも文化、歴史的背景の上に立っているものと考えることができる。  
→住居表示はむしろ訪問者にメリットがあるものである。
- ・ 住居表示のメリットは住民よりも市にメリットがあるのではないか。  
→市役所の都合だけで行おうとしているのではない。現在のままでは隣の地番はわからないと思う。住所が目で見えてわからないことは住民にとってデメリットであると思う。
- ・ 住んでいる人は番地と暮らしているのではない。隣が何番地であっても関係ない。なぜ、

変わらなければならないか。誰にとってメリットなのかが見えてこない。警察、消防、救急のためなら住民異動があるたびに地図上で更新すればよい。

- メリット感じない。届出もたくさん出さなければならない。住居表示に予算はどれくらいかかるか。

→調査事務で、700万円かかる。

- 税金は他の事に有効に使うべきである。

→選挙で選ばれた市長が予算の使い方を決め、議会での判断を受けたものである。住所をわかりやすいものに変えるということは、町の成り立ちとして必要なことであるとしてご理解いただきたい。

## 10. 花小金井六丁目

日時：12月19日（日）10時～12時00分

会場：東部市民センター

出席者：14名

### 【町名に関して】

- ・ 現状の町名維持を要望する。
- ・ 町名は3月に決まるのか。  
→遅くとも秋頃までに決定したい。
- ・ 花小金井天神町には反対である。
- ・ 審議会を傍聴した中で、新町名に関する公募またはアンケートは1月から2月に決めるということであった。市報には「住民など」の意見をとなっており、市の案をもって決めてしまうことの無いようにしてほしい。また、花小金井六丁目より天神町一丁目の住民の方が数が多いように思う。多数決では負けてしまうと思うがどう考えるか。  
→「など」とつけたのは建物の所有者や法人を想定している。町名は多数決で決まるものではない。小平村が開村してから約240年、その間200年間花小金井六丁目は野中新田善左衛門組本通南、小平市になってからの40～50年が花小金井六丁目である。町名決定に当たっては、こういった視点から検討する余地もあるのではないか。
- ・ 花小金井という地名に対する住民の思い入れは強い。この地名を好んで土地を買った。花小金井という地名を残してほしい。
- ・ 町名変更反対の意向を通すにはどうしたらよいか。町の区割りは変更できないのか。  
→区割りについてはよほどのことが無い限り動かない。町の名称については1月の説明会での意見を集約し、それらをふまえた形で検討する。
- ・ 1月以降の説明会を実施する裏では、市は新町名を勝手に決めてしまうのではないか。審議会に意見が、きちんとフィードバックされているかどうか疑問がある。
- ・ 花小金井六丁目を要望する。町の区割りが変えられないのであれば、花小金井七丁目を希望する。
- ・ 花小金井という名称に愛着があるので変えてほしくない。
- ・ 花小金井という名称かどうかで地価が変わる。

### 【住居表示の仕組み】

- ・ 住居表示を実施するうえで、街区の制限はあるか。  
→制限は無いが、3桁になるのは避けたい。

### 【町区域に関して】

- ・ 区割りは変えられないのか。



→住居表示実施基準に照らし合わせると、この区割りが適当と判断する。

- ・ 町区域の設定において、道路、河川、鉄道などで区切るのわかるが、特例は認められないのか。

→平成17年の花小金井六丁目の住居表示実施の時には、審議委員が自治会の役員であり、花小金井六丁目を強く希望したため、線路で分断されているが一体として花小金井六丁目とした。地元の意向はできる限り汲みたいが、現在の西側の町境は企業敷地であり、例外は考えられない。

- ・ 現在の町の区割りのままで住居表示を実施できないか。

→企業の敷地は恒久的ではないので、難しいと考える。

- ・ 町の区割りが決定事項でないとするならば、現状の区割りのまま住居表示を実施すればよい。

#### 【住居表示の実施手続き等について】

- ・ 素案作りは市が行うということであるが、なぜ、花小金井六丁目の代表者が入っていないのか。

→整備区域の選定の時には実施地区の代表者は入っていない。実施地区が決定してから、地区の代表者が入るようになっている。

- ・ 住居表示整備審議会には花小金井六丁目の住人が入っているのか。

→入っている。

- ・ 審議会に地元委員が入っているというが、意見を聴取され審議会で発表されたということはない。

→審議会委員の位置づけは、地域との折衝や調整役というものではない。審議会は地域の意見をすべて把握して、答申に反映させるわけではなく、審議会は審議の中で一定の方向性を出し、ある程度のところで決定するものである。地域の意見の聴取は審議会ではなく、事務局が行う。

- ・ 公募、アンケートの実施については、どのような予定か。

→公募、アンケートについては検討中である。

- ・ 花小金井六丁目のまま住居表示実施を希望すると意見すれば、それが審議会の案になるのか。

→説明会で出た意見は審議会へ報告する。

- ・ 市議会への議案提出の流れはどのようなものか。

→市長が答申を受け、判断をし、議案にして議会へ提出する。

- ・ 今後の答申までの日程はどうか。

→1月2月に説明会を実施する。町名の案はおおむね3月くらいに出ると思う。

- ・ 議案が出た後の流れはどうなっているか。

→総務委員会に付託され、その後本会議で議決される。

## 【住所変更の手続きに関して】

### 【説明会の実施に関して】

- ・ 花小金井六丁目を好んで天神町から引っ越した。住民の気持ちを受け止めてほしい。花小金井天神町という名称では丁目をつけにくいのではないか。答申から議会に諮るまでに説明会は実施しないのか。  
→議会にかける前にもう一度説明会は実施する。花小金井天神町という名称は例えで出ただけであり、その名称を検討しているということは無い。花小金井という地名の重さは十分に認識している。
- ・ 説明会での意見はどれくらい審議会への審議に反映されるか。  
→説明会で出された意見は、すべて審議会へ報告している。審議委員には地元の代表者が含まれており、署名や意見をふまえ慎重に審議している。
- ・ 1月以降の説明会は行政側の実績作りではないか。  
→1月以降の説明会はより多くの住民に住居表示の実施について知ってもらうために実施する。説明会で出された意見は、すべて審議会へ報告している。
- ・ 説明会への市長の出席を望む。  
→報告する。

### 【その他】

- ・ 市は住居表示の進捗率を高めるために、花小金井六丁目を2回に渡って実施してきた。2回目の実施の時には、現在の未実施地域の住民に何の説明も無かった。  
→進捗率へのこだわりは無い。住居表示は住所をわかりやすくするもので、必要な制度である。市は住居表示を進めていきたいという考えである。
- ・ 要望書を提出しているが、その取り扱いについてはどうか。  
→署名については資料として審議会に提出している。
- ・ 天神町からも要望書は出ているか。  
→天神町から要望書は出していない。町名維持の意見はあった。
- ・ 地元の代表者は地元の意見を真剣に考えて審議してもらいたい。  
→住民の意向の重さは、審議会に十分伝わっている。審議会には地域の利害代表者が出て駆け引きするような場ではない。そのため、地元代表者だけでなく、知識経験者や市議会議員なども入り、住居表示という制度について市長から諮問を受け、市長に責任を持って答申するという機関である。
- ・ 警察、消防ともに何も困っていない。
- ・ 宅急便がカーナビに乗っていないからといって住所をわからなかった。
- ・ 現在の自治会はなくなるのか。

- 自治会の範囲等の変更は無い。
- 天神町の住民の声はどうか。
  - 要望書は出ていないが町名維持の意見はある。